

おおたストックヤード設置条例の施行期日を定める規則をここに
公布する。

令和7年4月28日

太田市長 穂積昌信

太田市規則74号

おおたストックヤード設置条例の施行期日を定める規則
おおたストックヤード設置条例（令和6年太田市条例第49号）の
施行期日は、令和7年5月12日とする。